

和歌山病院訪問医薬品情報提供（MR）活動要領

（目的）

第1条 この要領は独立行政法人国立病院機構施設管理規程第7条第1項に基づき、和歌山病院（以下「病院」という。）内において、医薬品の情報提供を目的とした活動の適正を期すことを目的とする。

（対象者）

第2条 この要領は各製薬会社の医薬品情報提供者（以下「MR」という。）並びにその同行者を対象とする。

（申請書類）

第3条 病院内において医薬品の情報提供活動を行う場合は、次に掲げる書類を薬剤部長を経て病院長に提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 医薬品情報提供活動許可申請書（別紙1）
 - (2) 身分証明書（会社の身分証明書又は免許証の写）
 - (3) 医薬品情報担当者認定証（写）
- 2 病院長は病院内において医薬品の情報提供活動を行うことを認める場合は許可証（別紙2）を申請者あて交付する。
 - 3 許可期間は1年限りとし、毎年度当初に更新するものとする。
 - 4 人事異動等で、第1項の提出書類記載事項に変更が生じた場合、速やかに同項の書類を薬剤部を経て病院長に提出し、再度、許可を受けなければならない。

（活動日時）

第4条 病院内の活動時間は、月曜・水曜及び金曜日の16時00分～18時00分とする。

ただし、院内における薬剤説明会、医局・薬剤部等へのアポイントのある場合はこの限りでない。

（MR活動）

第5条 許可を受けたMRでなければ、医薬品の情報提供活動をしてはならない。

（名札の着用）

第6条 病院内においてMRは活動中、病院指定の名札（許可証）を着用しなければならない。

(身分証明書並びにMR認定証の携帯)

第7条 病院内においてMRは身分証明書及びMR認定証を携帯しなければならない。

その同行者についても同様とする。

(活動場所)

第8条 MRが病院内で活動する場所は薬剤部、医局前廊下とし、無断で室内等に立ち入ってはならない。

(遵守事項)

第9条 MRは活動に際し、第4条・第5条・第6条・第7条の規程の外、次の事項を遵守しなければならない。

なお、遵守しない場合は退去を命ずるとともに許可を取り消すことがある。

- (1) 診療業務等の妨げにならないよう行動に十分注意すること。
- (2) 患者さまの療養の妨げにならないよう行動に十分注意すること。
- (3) 職員とのトラブル、或いは病院内の秩序や風紀を乱す行為をしてはならないこと。
- (4) その他、病院内においては職員の指示に従うこと。

附 則

この要領は平成19年 4月 1日から施行する。

平成28年4月1日 一部変更（薬剤部への組織変更）

平成29年1月15日 一部変更（申請様式）